

高知県新規就農者育成対策事業費補助金交付要綱一部改正新旧対照表（下線部分は改正部分）

改正後	現行
<p style="text-align: center;">高知県新規就農者育成対策事業費補助金交付要綱</p> <p>-略-</p> <p>（補助目的）</p> <p>第2条 県は、次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農前の研修段階及び経営開始直後に就農準備資金、経営開始資金及び就農準備支援資金（以下「資金」という。）を交付することにより、青年就農者の確保及び育成を図るため、新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知。以下「育成総合対策実施要綱」という。）及び新規就農者確保緊急対策実施要綱（令和3年12月20日付け3経営第1996号農林水産事務次官依命通知。以下「緊急対策実施要綱」という。）に基づき一般社団法人高知県農業会議又は市町村（以下「補助事業者」という。）が実施する当該資金に係る事業（以下「補助事業」という。）に要する経費に対して予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p>-略-</p> <p>（事業計画の作成）</p> <p>第5条 補助事業者は、次条の補助金交付申請書を提出しようとするときは、<u>育成総合対策実施要綱別記2別紙様式第26号による就農準備資金交付計画</u></p>	<p style="text-align: center;">高知県新規就農者育成対策事業費補助金交付要綱</p> <p>-略-</p> <p>（補助目的）</p> <p>第2条 県は、次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農前の研修段階及び経営開始直後に就農準備資金及び経営開始資金（以下「資金」という。）を交付することにより、青年就農者の確保及び育成を図るため、新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）に基づき一般社団法人高知県農業会議又は市町村（以下「補助事業者」という。）が実施する当該資金に係る事業（以下「補助事業」という。）に要する経費に対して予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p>-略-</p> <p>（事業計画の作成）</p> <p>第5条 補助事業者は、次条の補助金交付申請書を提出しようとするときは、<u>実施要綱別記2別紙様式第25号による市町村事業計画又は実施要綱別記2</u></p>

若しくは別記2別紙様式第25号による市町村事業計画又は緊急対策実施要綱別記5別紙様式第22号による就農準備支援事業交付計画を作成し、知事の承認を受けなければならない。

2 補助事業者は、既に承認を受けた就農準備資金交付計画、市町村事業計画又は就農準備支援事業交付計画について、次の各号に掲げる重要な変更（当該各号のいずれにも該当しない軽微な変更を除く。）を行うときは、知事の承認を受けなければならない。

- (1) 新規就農者数に関する目標
- (2) 資金の交付計画における資金総額の増額又は30パーセントを超える減額
- (3) 就農準備資金及び就農準備支援資金の交付主体
- (4) 推進事業費の増加

(補助金の交付の申請)

第6条 補助事業者は、前条第1項の就農準備資金交付計画、市町村事業計画又は就農準備支援事業交付計画に従って補助事業を実施しようとするときは、別記第2号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

-略-

(交付対象者の情報の共有)

第13条 -略-

別紙様式第26号による就農準備資金交付計画を作成し、知事の承認を受けなければならない。

2 補助事業者は、既に承認を受けた市町村事業計画又は就農準備資金交付計画について、次の各号に掲げる重要な変更（当該各号のいずれにも該当しない軽微な変更を除く。）を行うときは、知事の承認を受けなければならない。

- (1) 新規就農者数に関する目標
- (2) 資金の交付計画における資金総額の増額又は30パーセントを超える減額

新設

- (3) 推進事業費の増加

(補助金の交付の申請)

第6条 補助事業者は、前条第1項の市町村事業計画又は就農準備資金交付計画に従って補助事業を実施しようとするときは、別記第2号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

-略-

(交付対象者の情報の共有)

第13条 -略-

5 県及び補助事業者は、本事業の実施に際して得る個人情報については、**育成総合対策実施要綱別記2別紙様式22号又は緊急対策実施要綱別記5別紙様式第19号**により適切に取り扱うものとする。

(関係機関との連携)

第14条 補助事業の実施に当たって、県、補助事業者、高知県**農業経営・就農支援**センター（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第11条の11に規定する拠点をいい、高知県においては、**一般社団法人高知県農業会議**とする。）、農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第4項に規定する者をいう。）、農業協同組合、農業委員会、県農業振興センター、地域農業再生協議会等の関係機関は互いに密接に連携し、特に、支援の対象となった青年就農者が定着し、地域の中心となる農業経営者となっていくまで、丁寧にフォローするものとする。

(検査等)

第15条 知事及び高知県**農業経営・就農支援**センターは、必要に応じて交付対象者及び補助事業者の補助事業に係る進捗状況等に関する報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

-略-

5 県及び補助事業者は、本事業の実施に際して得る個人情報については、実施要綱別記2別紙様式22号により適切に取り扱うものとする。

(関係機関との連携)

第14条 補助事業の実施に当たって、県、補助事業者、高知県青年農業者等育成センター（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第14条の11に規定する拠点をいい、高知県においては、公益財団法人高知県農業公社及び一般社団法人高知県農業会議とする。）、農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第4項に規定する者をいう。）、農業協同組合、農業委員会、県農業振興センター、地域農業再生協議会等の関係機関は互いに密接に連携し、特に、支援の対象となった青年就農者が定着し、地域の中心となる農業経営者となっていくまで、丁寧にフォローするものとする。

(検査等)

第15条 知事及び高知県青年農業者等育成センターは、必要に応じて交付対象者及び補助事業者の補助事業に係る進捗状況等に関する報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

-略-

附 則

この要綱は、令和5年4月28日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

別表第1（第3条関係）

事業内容	補助事業者	補助率
<p>1 新規就農者育成対策補助金</p> <p>(1) 就農準備資金</p> <p>就農に向けて、補助事業者が就農に有効であると認める研修を実施する農業大学校等の農業経営者育成教育機関、先進農家、先進農業法人等（以下「研修機関等」という。）において研修を受ける者に対して補助事業者が行う資金の交付に要する経費を補助する。</p>	<p>一般社団法人高知県農業会議又は市町村</p>	<p>定額</p>
<p>(2) 経営開始資金</p> <p>経営開始直後の新規就農者に対して補助事業者が行う資金の交付に要する経費を補助する。</p>	<p>市町村</p>	<p>定額</p>

新設

別表第1（第3条関係）

事業内容	補助事業者	補助率
<p>1 新規就農者育成対策補助金</p> <p>(1) 就農準備資金</p> <p>就農に向けて、補助事業者が就農に有効であると認める研修を実施する農業大学校等の農業経営者育成教育機関、先進農家、先進農業法人等において研修を受ける者に対して補助事業者が行う資金の交付に要する経費を補助する。</p>	<p>一般社団法人高知県農業会議又は市町村</p>	<p>定額</p>
<p>(2) 経営開始資金</p> <p>経営開始直後の新規就農者に対して補助事業者が行う資金の交付に要する経費を補助する。</p>	<p>市町村</p>	<p>定額</p>

<p>2 推進事業</p> <p>補助事業を推進するため、補助事業者が行う次に掲げる事務及び活動に要する経費について補助する。</p> <p>補助対象経費は、別表第2のとおりとする。</p> <p>(1) 補助事業の実施に関する事務</p> <p>(2) 補助事業の普及活動</p> <p>(3) 補助事業の交付対象者の指導活動</p>	<p>一般社団法人高知県農業会議及び市町村</p>	<p>定額</p>	<p>3 就農準備支援事業</p> <p>就農に向けて、補助事業者が就農に有効であると認める研修を実施する研修機関等において研修を受ける者に対して補助事業者が行う資金の交付に要する経費を補助する。</p>	<p>一般社団法人高知県農業会議又は市町村</p>	<p>定額</p>
<p>2 推進事業</p> <p>補助事業を推進するため、補助事業者が行う次に掲げる事務及び活動に要する経費について補助する。</p> <p>補助対象経費は、別表第2のとおりとする。</p> <p>(1) 補助事業の実施に関する事務</p> <p>(2) 補助事業の普及活動</p> <p>(3) 補助事業の交付対象者の指導活動</p>	<p>一般社団法人高知県農業会議及び市町村</p>	<p>定額</p>	<p>新設</p>	<p>新設</p>	<p>新設</p>

別表第2 (第3条関係) -略-

別表第3 (第4条関係) -略-

別表第2 (第3条関係) -略-

別表第3 (第4条関係) -略-

別記第1号様式（第4条関係）

別記第1号様式（第4条関係）

年 月 日

同意書

様

(保証人)

住 所

電話番号

氏 名 _____

(保証人)

住 所

電話番号

氏 名 _____

下記の者が、高知県新規就農者育成対策事業費補助金交付要綱及び新規就農者育成総合対策実施要綱又は新規就農者確保緊急対策実施要綱の規定を遵守し、研修または農業経営に励むことについて、責務を負うことを同意します。

記

(交付対象者)

住 所

電話番号

氏 名 _____

- ※ 居住及び生計を別にする者1名の保証人を立てること。
ただし、未成年の場合は、生計を一にする者及び生計を別にする者それぞれ1名ずつの保証人を必ず立てること。
- ※ 保証人は、氏名を自署すること。また、身分証明書（運転免許証、住民票等）の写しを添えること。

別記第1号様式（第4条関係）

別記第1号様式（第4条関係）

年 月 日

同意書

様

(保証人)

住 所

電話番号

氏 名 _____ 印

(保証人)

住 所

電話番号

氏 名 _____ 印

下記の者が、高知県新規就農者育成対策事業費補助金交付要綱および新規就農者育成総合対策実施要綱の規定を遵守し、研修または農業経営に励むことについて、責務を負うことを同意します。

記

(交付対象者)

住 所

電話番号

氏 名 _____

- ※ 居住及び生計を別にする者1名の保証人を立てること。
ただし、未成年の場合は、生計を一にする者及び生計を別にする者それぞれ1名ずつの保証人を必ず立てること。
- ※ 保証人は、氏名を自署し、押印すること。また、身分証明書（運転免許証、住民票等）の写しを添えること。

第2号様式（第6条関係）

第2号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

高知県知事 様

市町村長又は一般社団法人高知県農業会議会長

年度高知県新規就農者育成対策事業費補助金交付申請書

年度において、下記のとおり事業を実施したいので、高知県新規就農者育成対策事業費補助金交付要綱第6条の規定により、補助金 円の交付を申請します。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容
- 3 経費の配分

区 分	補助事業に要する経費（又は要した経費）	負担区分			備考
		県補助金	市町村費	その他	
1 新規就農者育成対策補助金	円	円	円	円	
2 推進事務費					
3 就農準備支援事業					
合 計					

※ 必要に応じて積算内訳を記入してください。

第2号様式（第6条関係）

第2号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

高知県知事 様

市町村長又は一般社団法人高知県農業会議会長

年度高知県新規就農者育成対策事業費補助金交付申請書

年度において、下記のとおり事業を実施したいので、高知県新規就農者育成対策事業費補助金交付要綱第6条の規定により、補助金 円の交付を申請します。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容
- 3 経費の配分

区 分	補助事業に要する経費（又は要した経費）	負担区分			備考
		県補助金	市町村費	その他	
1 新規就農者育成対策補助金	円	円	円	円	
2 推進事務費					
新設					
合 計					

※ 必要に応じて積算内訳を記入してください。

4 事業完了（予定）年月日 年 月 日

5 収支予算（精算）

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
1 県補助金	円	円	円	円	
2 市町村費					
3 その他					
計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
1 新規就農者育成対 策補助金	円	円	円	円	
2 推進事務費					
3 就農準備支援事業					
計					

※ 必要に応じて積算内訳を記入してください。

実績報告をする際、変更交付決定額と実績の額が異なる場合は、上段に変更交付決定後の額を（ ）で、下段には精算額を記載してください。

予算議決日（又は議決予定日）	年 月 日（予定）
----------------	-----------

第3号様式（第7条関係）-略-

第4号様式（第9条関係）-略-

4 事業完了（予定）年月日 年 月 日

5 収支予算（精算）

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
1 県補助金	円	円	円	円	
2 市町村費					
3 その他					
計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
1 新規就農者育成 対策補助金	円	円	円	円	
2 推進事務費 新設					
計					

※ 必要に応じて積算内訳を記入してください。

実績報告をする際、変更交付決定額と実績の額が異なる場合は、上段に変更交付決定後の額を（ ）で、下段には精算額を記載してください。

予算議決日（又は議決予定日）	年 月 日（予定）
----------------	-----------

第3号様式（第7条関係）-略-

第4号様式（第9条関係）-略-

第5号様式（第10条関係）

第5号様式（第10条関係）

第 号
年 月 日

高知県知事 様

市町村長又は一般社団法人高知県農業会議会長

年度高知県新規就農者育成対策事業費補助金実績報告書

年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定（又は補助金の変更の決定）がありました事業を下記のとおり実施しましたので、高知県新規就農者育成対策事業費補助金交付要綱第10条の規定により、報告します。

記

- (注) 1 記の記載要領は、別記第2号様式に準ずるものとします。
- 2 補助金の交付の決定により通知された事業の内容等と事業実績の内容等に変更がある場合は、変更内容を容易に比較対比することができるよう変更部分に二段書きにし、変更前を括弧書きで上段に記入してください。
なお、当該変更の対象外となる事項については、省略します。
- 3 添付書類
- ・根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料又は帳簿の写し
 - ・育成総合対策実施要綱の別記2別紙様式第26号の就農準備資金交付実績若しくは別記2別紙様式第25号の市町村交付実績報告又は緊急対策実施要綱別記5別紙様式第22号による就農準備支援事業交付実績
 - ・事業を委託して実施する場合は、委託契約書の写し

第5号様式（第10条関係）

第5号様式（第10条関係）

第 号
年 月 日

高知県知事 様

市町村長又は一般社団法人高知県農業会議会長

年度高知県新規就農者育成対策事業費補助金実績報告書

年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定（又は補助金の変更の決定）がありました事業を下記のとおり実施しましたので、高知県新規就農者育成対策事業費補助金交付要綱第10条の規定により、報告します。

記

- (注) 1 記の記載要領は、別記第2号様式に準ずるものとします。
- 2 補助金の交付の決定により通知された事業の内容等と事業実績の内容等に変更がある場合は、変更内容を容易に比較対比することができるよう変更部分に二段書きにし、変更前を括弧書きで上段に記入してください。
なお、当該変更の対象外となる事項については、省略します。
- 3 添付書類
- ・根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料又は帳簿の写し
 - ・実施要綱の別紙様式第25号の市町村交付実績報告又は別紙様式第26号の就農準備資金交付実績
 - ・事業を委託して実施する場合は、委託契約書の写し

